

## 資 料

### 1 公共施設等総合管理計画の庁内検討過程

#### (1) 公共施設マネジメント検討部会 構成員

	役 職
部会長	施設マネジメント部長
副部会長	営繕部長
部会員	政策経営課長
〃	財政課長
〃	資産活用課長
〃	施設マネジメント部参事
〃	施設再配置課長
〃	施設企画課長
〃	施設保全管理課長
〃	営繕課長
〃	設備課長
〃	学校施設保全課長
〃	公共施設保全課長
〃	住宅整備課長
〃	教育委員会 学校管理課長
〃	教育委員会 学校施設計画課長

#### (2) 公共施設マネジメント検討部会の開催履歴

開 催 日		主な検討内容
H27年度第1回	H27年6月 7日	策定スケジュールについて
H27年度第2回	H28年3月17日	計画（たたき台）の詳細について
H28年度第1回	H28年5月31日	計画案の最終確認について

## 2 用語解説

本計画に用いる各用語の意味は次の通りで、五十音順で表記しています。

- ・ **維持管理経費**：光熱水費、施設を維持するための委託料（清掃・警備等）、施設の使用料や賃借料、修繕費用などのことを指し、本計画では改修などの工事費は含んでいない。
- ・ **改修**：施設の機能・性能を、現状以上に改善すること
- ・ **改築**：建築物等を更新すること
- ・ **旧耐震基準・新耐震基準**：1981（昭和56）年の建築基準法の改正前と改正後の基準で、改正により震度6強の地震に対して即座に建物が倒壊しない耐震構造基準となった。それにより改正前の基準の建物は耐震診断を行い、結果により耐震補強が必要となった。
- ・ **躯体**：構造強度に関わる主要な構造体（基礎や、柱、梁などの骨組み、耐力壁）のこと
- ・ **経常的修繕費**：劣化程度が小さく、その都度行う日常的な修繕に要する費用のこと
- ・ **公共施設等**：市が所有、運営している建築物、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、火葬場、浄水場、下水処理場等も含む包括的な概念である。）のこと
- ・ **公共施設マネジメント**：市民の利便性を考慮しつつ最少の経費で最大の効果を得るため、コストの削減や機能改善等を積み重ねながら、中長期的かつ分野横断的な視点に立った全体最適の実現を目指す取り組みのこと
- ・ **更新**：施設を解体・撤去し、再整備すること
- ・ **事後修繕**：不具合が発生した後に行う修繕
- ・ **修繕**：施設の本来の機能・性能に回復すること
- ・ **増築**：建物の延べ床面積を増やすこと
- ・ **長寿命化**：施設を計画的に保全することにより、劣化の進行を遅らせ、より長期に亘って使用できるようにすること
- ・ **点検**：施設の機能・性能について、異常・劣化状態を調べること。日常点検、定期点検

- ・ **投資的経費**：道路、橋りょう、河川等の公共土木施設や、公営住宅、学校、保育所等の公共施設の新・増設、改良事業費や、これらの用地の取得に要する経費、さらに高額である機械、器具の購入費のこと
- ・ **道路改良**：既存の道路の拡幅や、段差を減らしバリアフリー化するなど、利用者にとってより快適な道路に改良すること
- ・ **道路二次改築**：未舗装や未整備の道路を整備したのち、交通量の増加などに対応するために、もう一度改良・整備すること
- ・ **複合化（建築物）**：1つの建物の中に異なる用途を有する施設とすること
- ・ **保守**：施設の機能・性能を維持するための、日常の軽微な手入れ作業のこと
- ・ **保全**：施設の機能・性能を使用目的に適合するように、点検、保守、整備、修繕、改修すること
- ・ **予防保全**：使用中の故障や不具合を予防することを目的として、事前に必要な保全を行うこと